

社会福祉法人和仁福祉会
通所介護事業
第1号通所事業 運営規程
石巻稲井デイサービスセンター

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人和仁福祉会（以下「事業者」という。）が経営する石巻稲井デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、第1号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、第1号通所事業（以下「介護サービス等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 名称 | 石巻稲井デイサービスセンター |
| (2) 所在地 | 石巻市大瓜字箕輪17番地 |

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。但し、事業を円滑に運営するために必要であると認めるときは、それぞれの職務分担以外の職務を兼務させることができる。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 管理者（所長） | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名以上（介護職員兼務1名） |
| (3) 看護職員 | 1名以上（機能訓練指導員兼務1名） |
| (4) 介護職員 | 4名以上（生活相談員兼務1名） |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名（看護職員兼務） |
| (6) 調理員 | 1名 |

※（１）の管理者は、下記の施設の管理者等と兼務。
指定介護老人福祉施設(本体施設)、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所。

２ 前項の定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第５条 職務別従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (１) 管理者は、事業所の通所介護従業者の管理及び利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の通所介護従業者に対し運営規程の遵守のための指揮命令を行う。
- (２) 生活相談員は、上司の命を受け、利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービスの調整及びそれぞれの利用者に応じた通所介護計画、第１号通所事業に係るサービス計画（以下「通所介護計画等」という。）を利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- (３) 看護職員は、上司の命を受け、事業の業務（利用者の健康管理、医療との連携支援等）に従事する。
- (４) 介護職員は、上司の命を受け、事業の業務（利用者の日常の支援、入浴、送迎等の支援）に従事する。
- (５) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むに必要な生活機能を改善し、又その減退を防止するための機能訓練業務に従事する。

第３章 営業日、営業時間及び利用定員

(営業日及び営業時間)

第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (１) 営業日 月曜日～土曜日までとする。（祝祭日含）但し、
12月30日～翌年1月3日までの日は除く。
- (２) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (３) サービス提供時間 午前10時00分～午後3時20分

(利用定員)

第７条 事業所の介護サービス等を提供する定員は、1日30名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
(介護サービス等の内容)

第8条 介護サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 機能訓練（日常動作訓練）
- 3 移動や排泄の介助、見守り等のサービス
- 4 健康状態の確認
- 5 送迎
- 6 入浴サービス
- 7 食事サービス

(介護サービス等の利用料及びその他の費用)

第9条 介護サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとし、（第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は石巻市が定める基準による）当該介護サービス等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証等による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）の額とする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用 1日あたり 600円
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、介護サービス等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書により得るものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常事業の実施地域は、石巻市内の次の地域とする。

旭町・井内・伊原津・大瓜・大橋・開成・開北・鹿妻本町・鹿妻南・鹿妻北・沢田・新栄・水明南・水明北・住吉町・千石町・高木・中央・中里・沼津・根岸・八幡町・不動町・松並・真野・水押・水沼緑町・湊西一丁目～三丁目・湊東一丁目～三丁目・渡波・南境・美園・南中里・元倉

第5章 サービス利用にあたっての留意事項

(事業所における留意事項)

- 第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは、変更した場合は、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとする。
- 2 利用者は、事業所や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。
- 3 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族等との協議により施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(緊急時の対応方法)

- 第12条 通所介護従業者は、介護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年2回避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対して周知し、研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直し変更する。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、通所介護従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 通所介護従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 3 事業者は、通所介護従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないように、通所介護従業者との雇用契約において必要な措置を講ずるものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人和仁福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体的拘束等)

第16条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第18条 事業所は、当該事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上参加する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施する。

(揭示)

第19条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(その他)

第20条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人和仁福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。